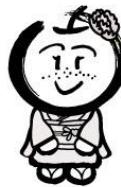




投票立会人の候補者を募集しています



本日、梨光式を迎えた皆さん、誠におめでとうございます。

白井市選挙管理委員会では、若い世代のみなさんにも政治や選挙に関心をもっていたい、選挙をより身近に感じてもらえるよう、「投票立会人」の候補者を募集しています。

投票立会人の仕事は、選挙のとき、投票管理者のもとで、公益を代表して投票に立ち会い、選挙が公正・確実に行われていることを確認することであり、選挙における重要な役割を担っています。

とは言え、投票立会人になるために、選挙制度の深い知識は必要ありません。また、選挙のとき、都合がつかなければお断りいただいても構いません。

少しでも興味のある人は、ぜひ、投票立会人の候補者に登録してください。

◆投票立会人候補者の申込資格

18歳以上の日本国民で、白井市の住民基本台帳に3ヶ月以上記録されている人

◆主な仕事内容

- 選挙人（投票する人）が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立会い
- 最初の選挙人が投票をする際に、投票箱が空であることを確認すること
- 投票時間終了後、投票箱を封鎖するときの立会い
- 投票所出入口を開閉するときの立会い

◆投票時間

- 期日前投票所 午前8時30分から午後8時（一部は午後6時）まで
- 当日投票所 午前7時から午後8時まで

◆従事場所

- 期日前投票所 市役所又は西白井複合・桜台・富士の各センター
- 当日投票所 選挙管理委員会が指定する投票所（原則として、ご自身がお住まいの投票区の投票所）

◆報酬（所得税源泉徴収前・2026年1月現在）

- 期日前投票所 日額10,900円
- 当日投票所 日額12,400円

◆その他

- お申込み後、選挙管理委員会で選挙人名簿の登録状況等を確認し、面談で疑問点等を解消していただいてから、候補者名簿に登録します。
- 登録期間は、**2027年8月末**までです（更新も可能）。
- 市外に転出された場合や、本人から登録解除の申し出があった場合は、候補者名簿から削除します。
- 選挙時に実際に投票立会人として従事をお願いするときは、その都度選挙管理委員会から連絡し、日程調整を行わせていただきます。都合がつかない場合は、お断りいただいても構いません。
- その他、詳細は白井市ホームページをご覧下さい。（「白井市 投票立会人」で検索）
<https://www.city.shiroi.chiba.jp/shisei/senkyo/s01/14069.html>

お問い合わせ 白井市選挙管理委員会 〒270-1492 千葉県白井市復 1123
電話 047-401-5974（直通）／E-mail : senkan@city.shiroi.chiba.jp

投票立会人候補者登録申込書

年 月 日

白井市選挙管理委員会 あて

次のとおり投票立会人候補者に応募したいので申し込みます。

なお、私は、白井市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第3号の規定に掲げる暴力団員等に該当しない者であることを誓約します。

ふりがな			
氏名			
住所	〒270- 白井市		
生年月日	年 月 日		
連絡先電話番号	※ 日中に連絡が可能な番号を記入してください。		
メールアドレス			
政党又はその他の政治団体への所属の有無	有・無	※政党その他の政治団体に党員等として所属している場合は、「有」を○で囲み、その政党等名を記入してください。（支持・応援している政党等ではありません。）	
	有の場合の政党等名称	※政党等に所属していない場合は、「無」を○で囲んでください。	
特記事項			

※ 個人情報は厳正に管理し、投票立会人に関する事務以外の目的には使用しません。

※ ご記入後、下記あて提出してください（郵送・FAX・Eメール可。FAXの場合は送信後にお電話で御一報ください。）。

白井市選挙管理委員会（白井市役所本庁舎3階総務課内）

〒270-1492 千葉県白井市復1123

TEL:047-401-5974/FAX:047-491-3510

E-mail: senkan@city.shiroi.chiba.jp

※事務局処理欄

(受印)

住民登録	有・無
選挙人名簿登録	有・無
法11条該当	有・無
面談日時	月 日() 時 分